

令和 2 年 度 定 時 総 会 資 料

日 時 令和2年4月25日（土） 18時開会
会 場 ホワイトパレス

富 士 市 剣 道 連 盟

富士市剣道連盟

令和2年度定時総会次第

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議題

第1号議案 平成31(令和元)年度事業報告書承認の件

第2号議案 平成31(令和元)年度決算報告書承認の件

令和元年度会計監査報告の件

第3号議案 令和2年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 令和2年度予算(案)承認の件

第5号議案 その他

5. 議長退任

6. 閉会の辞

平成31・令和元年度事業報告書

剣道大会

年 月 日	事 業 名
平成31年 4月29日	第34回富士市春季中学生剣道大会 (須津中学校) 優勝 男子 田子浦中学校 女子 須津中学校
令和元年 8月4日	第67回富士地区剣道大会 (富士川体育館) 中学、高校、一般、 363名参加 優勝 中学男子 大淵中学校 女子 須津学校 高校男子 吉原工業高校B 女子 星陵高校A 一般男子 誠学館 女子 誠学館
11月23日	第9回富士市武道演武大会 (富士市立体育館) 富岳館 日本剣道形
11月30日	第53回富士市スポーツ祭剣道大会 (富士市立体育館) 中学、高校、一般、 254名参加 優勝 中学男子 田子浦中学校 女子 須津中学校 高校男子 吉原高校A 女子 富士市立高校 一般男子 富士アセチレン 女子 練武会
令和2年 3月8日	第50回富士地区少年剣道大会 (富士川体育館) 中止

講習会

令和元年 5月12日	剣道形講習会、基本技講習会 (大淵中学校体育館) 小学生、中学生、一般 147名 指導者 講師 技術指導委員会
9月8日	剣道形講習会、基本技講習会 (田子浦中学校体育館) 小学生、中学生、一般 93名 指導者 講師 技術指導委員会
令和2年 1月26日	剣道形講習会、基本技講習会 (吉原第二中学校体育館) 小学生、中学生、一般 指導者 講師 技術指導委員会
令和元年 9月14日	中学生講習会 岳陽中学校、元吉原中学校 120名 指導者 講師 技術指導委員会

女性委員会 稽古会 毎月第3日曜日 10:00~12:00 法源寺会館

中学生指定強化選手稽古会 (市立体育館剣道場) 毎月第3土曜日

スポーツ教室

5月7日~7月30日 (19:30~21:00) 毎週土曜日 富士市立体育館剣道場

主任講師：室伏幹夫 講師：川島健悟 渡邊恭永 特別講師：高木亮 為田幸雄

稽古会

令和2年	1月2日	富士市剣道連盟初稽古 (吉原高校体育館) 小学生、中学生、高校生、一般、約200名参加
	1月8日～12日	寒稽古 (朝) 午前6時～7時 (富士高校体育館) 小学生、中学生、高校生、一般、約100名参加
	1月14日～17日	寒稽古 (夜) 午後6時～7時 (吉原一中体育館) 小学生、中学生、高校生、一般、約150名参加
	1月18日	寒稽古納会 (富士市立体育館) 午後6時～8時 小学生、中学生、高校生、一般、約300名参加
		富士市剣道連盟合同稽古会 (市立体育館剣道場) 毎月第1火曜日

審査会

令和元年	6月2日	級位審査会 (富士中学校体育館) 一級 30名受審 29名合格 96.6% 二級 37名受審 35名合格 94.5% 三級 29名受審 29名合格 100%
	10月20日	級位審査会 (鷹岡中学校体育館) 一級 17名受審 16名合格 93.8% 二級 51名受審 49名合格 96.1% 三級 17名受審 17名合格 100%
令和2年	2月16日	級位審査会 (吉原北中学校体育館) 一級 46名受審 40名合格 86.9% 二級 17名受審 14名合格 82.3% 三級 11名受審 11名合格 100%

市体育協会、他

評議員 高木 亮
理事 川島 健悟

表彰

静岡県剣道連盟 少年剣道教育奨励賞 神明館
富士市体育協会 体育功労賞 高橋 敏彦
優秀選手 窪田 咲姫

中体連関係

7月 7日 中体連剣道大会 役員、審判員派遣

静岡県剣道連盟関係

平成31年	4月14日	第56回県下年代別選手権大会 (静岡県武道館) 26名出場 第19回女性年代別選手権大会 (静岡県武道館) 1名出場
	5月19日	県剣道連盟定時総会 (護国神社 直会殿) 正会員 6名出席
	6月30日	富士・富士宮合同派遣講師講習会 (芝川B&G海洋センター) 講師 安永勝也先生 望月弘和先生 受講者 50名
	7月7日	第48回静岡県女性剣道選手権大会 兼 第58回全日本女性剣道選手権大会予選会 (静岡県武道館) 2名出場
	7月14日	第37回静岡県剣道選手権大会 兼 第67回全日本剣道選手権大会予選会 (静岡県武道館) 11名出場
	9月23日	令和2度第13回しずおかスポーツフェスティバル 兼 第24回東部地区剣道大会 (富士宮市民体育館) 団体 男子50歳未満の部 4 チーム 男子50歳以上の部 4 チーム 女子の部 3 チーム 男子50歳以上の部 3位 富士市剣道連盟 狩野見忠謙 大島一士 望月弘和 女子の部 優勝 富士市剣道連盟 黒田萌莉 大島諒実 馬場可南子 個人 男子50歳以上の部 3位 大島一士 男子35歳未満の部 優勝 河合 輝 女子35歳未満の部 3位 馬場 可南子
	10月27日	第61回県下三地区剣道大会 (御殿場市 御殿場市民体育館) 審判 安原勝敏・今岡裕貴・大島一士 選手 上柳暢政 土屋和洋 河合輝 佐野尊法 益田靖子 監督 望月弘和 最優秀選手 上柳暢政
	11月16日	県下合同稽古会 (富士市立富士南中学校)
令和2年	1月19日	第12回 羽賀杯争奪戦静岡県剣道優勝大会 四段以下の部 優勝 佐野尊法 渡邊史晃 渡邊隆成 山下和真 松下真也
	2月11日	第51回静岡県少年剣道総合錬成大会 (静岡県武道館)
	2月23日	県剣道連盟臨時総会 (護国神社 直会殿)
	3月21日	平成30年度山梨・静岡親善剣道大会(静岡県) 選手 河合 輝 中止

県審査会

令和元年	6月9日	初段～三段 (富士市立体育館)		
		初段	39名受験	25名合格 64.1%
		二段	45名受験	31名合格 68.9%
		三段	12名受験	3名合格 25%
	10月6日	初段～三段 (岩松中学校体育館)		
		初段	28名受験	23名合格 82.1%
		二段	11名受験	8名合格 72.7%
		三段	13名受験	9名合格 69.2%
令和2年	2月2日	初段～三段 (富士市立南中学校)		
		初段	21名受験	19名合格 90.5%
		二段	14名受験	10名合格 71.4%
		三段	8名受験	5名合格 62.5%
令和元年	6月2日	四段、五段 (養浩館)		
		四段	7名受験	1名合格 14.2%
		佐藤友則		
		五段	8名受験	2名合格 25%
		増田悠介、鈴木正也		
	10月20日	四段、五段 (養浩館)		
		四段	5名受験	
		五段	7名受験	2名合格 28.5%
		南園明人 若田賢太郎		
令和2年	2月16日	四段、五段 (養浩館)		
		四段	9名受験	2名合格 22.2%
		福室義幸、望月悠名		
		五段	7名受験	

全国審査

七段	原	崇仁	31年	4月30日	(京 都)
六段	河合	輝	元年	5月12日	(名古屋)
	森竹	勇弥	元年	5月12日	(名古屋)
	望月	克人	元年	5月12日	(名古屋)
	森	博	元年	5月12日	(名古屋)
	木村	芳一	元年	5月12日	(名古屋)
	中村	彰斗	元年	5月12日	(名古屋)
	磯部	裕正	元年	11月26日	(東 京)
教士	土屋	和洋	元年	11月27日	(東 京)
	望月	宏明	元年	11月27日	(東 京)
錬士	伊藤	元昭	元年	5月 6日	(京 都)
	遠藤	正人	元年	11月27日	(東 京)
	時田	伸也	元年	11月27日	(東 京)
	加藤純一郎		元年	11月27日	(東 京)
	原	崇仁	元年	11月27日	(東 京)

令和2年度富士市剣道連盟行事予定（案）

開催日	行事名	場 所
令和2年 4月 25日（土）	富士市剣道連盟定時総会	ホワイトパレス（中止）
4月 26日（日）	第34回富士市中学生春季剣道大会	富士南中学校（中止）
5月 10日（日）	剣道形、基本技講習会	大淵中学校（中止）
6月 7日（日）	級位審査会	吉原北中学校（中止）
8月 2日（日）	第68回富士地区剣道大会	富士川体育館
9月 13日（日）	剣道形、基本技講習会	吉原第三中学校
10月 11日（日）	第54回富士市スポーツ祭剣道大会	富士川体育館
10月 18日（日）	級位審査会	吉原北中学校
11月 21日（土）	第10回富士市武道演武大会	富士市立体育館
12月 5日（土）	忘年会	未定
令和3年 1月 2日（土）	初稽古	吉原高校（予定）
1月6日（水）～10日（日）	寒稽古（朝の部）	富士高校（予定）
1月12日（火）～15日（金）	寒稽古（夜の部）	吉原第一中学校（予定）
1月 16日（土）	寒稽古納会	富士市立体育館
1月 24日（日）	剣道形、基本技講習会	鷹岡中学校
2月 21日（日）	級位審査会	吉原第二中学校
3月 7日（日）	第51回富士地区少年剣道大会	富士川体育館
6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 2, 3月 毎月第1火曜日	富士市合同稽古会	富士市立体育館剣道場 19:30～21:00

女性委員会 稽古会 毎月第3日曜日 9:30～11:30 富士市立体育館 剣道場

強化選手稽古会 毎月第3土曜日 富士市立体育館 剣道場

居合道 毎週 月曜日・金曜日 18:30～19:30 岩松中学校

スポーツ教室 5月 12日～ 7月 28日（19:30～21:00）毎週火曜日 富士市立体育館 剣道場

【中学生講習会】

中学生講習会	9月26日（土）	須津中学校	田子浦中学校
初心者講習会	5/30（土）富士川第一中学校 （中止）	6/21（日）岩松中学校 （中止）	7/11（土）富士中学校
	9/5（土）岳陽中学校	10/4（日）元吉原中学校	

【その他大会 講習会】

岳南剣道スポーツ少年団大会（中止）	6月6日（土）	富士川体育館
富士市スポーツ少年団剣道大会	10月3日（土）	富士市立体育館
富岳少年剣道大会	11月28日（土）	富士市立体育館
県下合同稽古会	11月14日（土）	富士南中学校
東部大会	8月30日（日）	小山町総合体育館
剣道伝達講習会（中止）	5月16日（土）	長岡体育館

平成 31(令和元)・2 年度 富士剣道連盟役員・委員名簿

顧問相談役 : 高木 亮

顧 問 : 鈴木善比幸 為田幸雄 時田聖司

参 与 : 安永幸男 伊藤喜昌 久保田啓嗣 稲葉昌博

相 談 役 : 高橋正典

会 長 : 渡邊典夫

副 会 長 : 米山和実 田中康宏

理 事 長 : 高橋敏彦

副理事長 : 鈴木貞男 上柳暢政(理事長代理)

理 事 : 望月弘和 (事務局長) 遠藤正人 (会計長) 室伏幹夫 (技術指導委員会)

高瀬裕功 (選手強化委員会) 半田清己 (審査委員会)

今岡裕貴 (大会運営委員会) 若竹秀信 (広報委員会)

久保田緑 (女性委員会) 川島健悟 (体協) 狩野見忠謙 (審査)

永井知数 (中学) 辻村祥文 (高校)

望月隆充 秋庭裕 (富士地区) 内海靖彦 鷺坂隆司 (吉原地区)

監 査 : 高橋宏之 松下昌彦

事務局長 : 望月弘和

事務局員 : 若田俊子

会 計 長 : 遠藤正人

会計補佐 : 米山克彦

正会員 : 渡邊典夫 田中康宏 米山和実 高橋敏彦 高瀬裕功

鈴木貞男 半田清己 上柳暢政 望月弘和

各種専門委員会

選考委員会

会長 : 渡邊典夫
副会長 : 米山和実 田中康宏
理事長 : 高橋敏彦
事務局長 : 望月弘和

1、技術指導委員

委員長 : 室伏幹夫 副委員長 佐藤義晴 渡邊恭永
委員 : 秋庭裕 青島昌孝 伊藤弘 内海靖彦 福原洋之
平森美樹

2、選手強化委員会

委員長 : 高瀬裕功 副委員長 川島健悟 望月隆充
委員 : 河合輝 秋山知丈 榛葉達也 渡邊史晃
辻村祥文 土屋和洋 那須健治 安原聖人 漆畑理花

3、審査事務担当委員会

委員長 : 半田清己 副委員長 安原勝敏 松下昌彦
事務局 : 杉山則靖
委員 : 小中英幸 高木秀 中村彰斗 那須健治

4、大会運営委員会

委員長 : 今岡裕貴 副委員長 望月克人
事務局 : 遠藤正人
委員 : 明石保久 稲葉弘巳 遠藤健一 遠藤広道 小川総一郎
菊池彰隆 久保田緑 黒田雅彦 小山光成
齋藤貴裕 佐野昇一郎 佐野佐富美 稲葉浩輔
時田明日香 那須健治 松山 聖 宮下光一 吉田正伸 森 博
永井知数 辻村祥文

5、女性委員会

委員長 : 久保田緑 副委員長 若田俊子
会計 : 遠藤京子
委員 : 佐野佐富美 久田みゆき 益田靖子

6、居合道委員会

7、広報委員会

委員長 : 若竹秀信
委員 : 上原健一 神尾敬弘 加藤東 木村芳一

8、体育協会担当委員会

委員長 : 川島健悟

1. 【富士市剣道連盟入会金及び年会費】

(1) 入会金…1,000円（学生は免除）

(2) 年会費…1,000円（中・高・大学生）

5,000円（一般）〈当該年度の4月1日時点で75歳以上の会員は免除〉

5,000円（少年団）

2. 【受審料及び証書料】

	受審料	証書料
3級	1,200	1,680
2級	1,200	3,350
1級	2,300	4,400
初段	3,400	7,330
二段	4,500	11,000
三段	5,600	14,700
四段	6,700	19,800
五段	7,800	37,400
六段	15,500	63,800
七段	16,600	89,100
八段	17,700	105,800
錬士	16,600	75,500
教士	19,900	102,800
範士	0	82,500

3. 【基本登録料】

	区 分	納入時期	金 額	備 考
1	有級者登録	級取得時	3,240	2級～初段を受審する事が出来る
2	有段者登録	初段取得時	4,320	二段～四段を受審する事が出来る
3	高段者登録	四段取得時	6,480	五段～六段を受審する事が出来る
4	指導者登録	六段取得時	10,800	七段～八段及び称号を受審する事が出来る

4. 【県年会費】

(1) 六段以上の会員…5,000円

※ 当該年度の4月1日時点で71歳以上の会員は免除

※ 六段を取得した年の年会費は免除

※ 当該年度の4月末日までに会計に納入する

級位・段位・称号審査における 受審料・証書料・登録料 について

令和2年2月より

級位審査		受審申込時		審査時(審査会場にて納入)				備考
		受審料	納入額	可否	証書料	有級者登録料	納入額	
小学生	3級を受験するもの	3級	1,300	合格者	1,680	3,240	4,920	
	2級を受験するもの	2級	1,300	合格者	3,350	-	3,350	※
	1級を受験するもの	1級	2,400	合格者	4,400	-	4,400	※
中学生	3級取得で2級を受験するもの	2級	1,300	合格者	3,350	-	3,350	※
	2・3級の同時受審をするもの	2級+3級	2,500	合格者	5,030	3,240	8,270	
				不合格者	1,680	3,240	4,920	3級を認定
	1級を受験するもの	1級	2,400	合格	4,400	-	4,400	※
高校生	2級取得で1級を受験するもの	1級	2,400	合格者	4,400	-	4,400	※
	1・2級の同時受審をするもの	1級+2級	3,600	合格者	7,750	3,240	10,990	
				不合格者	3,350	3,240	6,590	2級を認定
一般(18歳以上)で1級を受審する場合		1級	2,400	合格者	4,400	3,240	7,640	

※1・2級受審者において県外で級を取得し初めて当県で級を取得した場合は証明書を添付し有級者登録料(3,240円)を足して納入すること

★受審料には傷害保険(100円)を含む

段位・称号審査		受審申込時			審査合格時(審査会場にて納入)			備考
		受審料	基本登録料	納入額	証書料	基本登録料	納入額	
初段	中・高学生	3,400	-	3,400	7,330	4,320	11,650	
	一般(18歳以上)で1級を取得しているもの	3,400	-	3,400	7,330	4,320	11,650	
	一般(18歳以上)で同時受審するもの	5,700	3,240	8,940	11,730	7,560	19,290	
	県外で1級を取得しているもの	3,400	3,240	6,640	7,330	4,320	11,650	
二段	県内で二段を取得しているもの	4,500	-	4,500	11,000	-	11,000	
	県外で二段を取得しているもの	4,500	4,320	8,820	11,000	-	11,000	
三段	県内で三段を取得しているもの	5,600	-	5,600	14,700	-	14,700	
	県外で三段を取得しているもの	5,600	4,320	9,920	14,700	-	14,700	
四段	県内で四段を取得しているもの	6,700	-	6,700	19,800	6,480	26,280	
	県外で四段を取得しているもの	6,700	4,320	11,020	19,800	6,480	26,280	
五段	県内で五段を取得しているもの	7,800	-	7,800	37,400	-	37,400	
	県外で五段を取得しているもの	7,800	6,480	14,280	37,400	-	37,400	
六段	県内で六段を取得しているもの	15,500	-	15,500	63,800	10,800	74,600	
	県外で六段を取得しているもの	15,500	6,480	21,980	63,800	10,800	74,600	
七段	県内で七段を取得しているもの	16,600	-	16,600	89,100	-	89,100	
	県外で七段を取得しているもの	16,600	10,800	27,400	89,100	-	89,100	
八段	県内で八段を取得しているもの	17,700	-	17,700	105,800	-	105,800	
	県外で八段を取得しているもの	17,700	10,800	28,500	105,800	-	105,800	
錬士		16,600	-	16,600	75,500	-	75,500	県外で段位・称号を取得し県内で初めて受審するものは受審料に10,800円を足す
教士		19,900	-	19,900	102,800	-	102,800	
範士		0	-	0	82,500	-	82,500	

★富士市剣道連盟を通しての審査申込は当会員で会費納入者であること(未納者は受審料と併せて納入する)

☆各団体の責任者は申込時、審査時の納入額に間違いの無いように受審者に説明してください。

富士市剣道連盟規約

第一章 総則

第 1 条 本連盟は富士市剣道連盟と称し、事務局を事務局長の居住地におく。

第 2 条 本連盟は富士市内に居住または勤務、在学し所定の申込金を添え本連盟に加盟した者を以て組織する。

第二章 目的及び事業

第 3 条 本連盟は剣道の奨励発展と青少年の健全育成、ならびに会員相互の連絡、親睦を図ることを目的とする。

第 4 条 本連盟は目的達成のため次の事業を行なう。

- 1、剣道大会の開催
- 2、級位の審査
- 3、剣道に関する調査、研究、指導
- 4、剣道に関する講習会の開催
- 5、その他目的達成に必要な事業

第三章 役員及び委員

第 5 条 本連盟は次の役員（会長、副会長、理事長）及び委員をおく。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 若干名
- 3、理事長 1名
- 4、副理事長 若干名
- 5、理事 若干名
- 6、監事 2名

第 6 条 本連盟の役員及び委員選任は次の通りとする。

- 1、会長、副会長は総会において選任する
- 2、理事、監事は総会において会員の中から選任する
- 3、理事長、副理事長は理事の互選により選任する

第 7 条 役員任期

役員任期は2年とし再任は妨げない。但し補欠役員任期は前任者の残余期間とする。また任期が満了しても後継者が就任するまではその職にあるものとする。

第 8 条 役員任務

- 1、会長は本連盟を代表としてこれを総理し、総会において議長をつとめる
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する
- 3、理事長は理事を代表してこれを総括し、理事会の議長をつとめる
- 4、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその任務を代行する
- 5、理事は理事会を構成し、連盟の基本方針、事業および予算決算の企画、立案、審議をおこない、総会の議決に基づいてこれを執行する
- 6、監事は会計の調査にあたる

第 9 条 役員の定年制

会長は事業年度内満 75 歳、役員・委員は事業年度内満 70 歳をもって定年とし、任期の残余期間は全うする。

第 10 条 役員解任

役員は役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情がある場合には、総会の決議により解任することができる。

第四章 会議

第 11 条 会議は、総会、理事会及び選考委員会とする。

第 12 条 会議は原則として会長がこれを召集するものとし、出席者の過半数を以て議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第 13 条 総会は定時総会と臨時総会の二種とする。定時総会は毎年 1 回通常四月に開催する。臨時総会は会長が必要と認めるとき、理事会の決議を経てこれを開催する。

第 14 条 総会においては次の事項を議決する。

- 1、規約の改廃
- 2、役員を選出、解任
- 3、授業報告、計画
- 4、決算報告、予算計画
- 5、会費
- 6、顧問相談役・顧問・参与
- 7、その他重要事項

第 15 条 理事会は定期的を開催する。選考委員会は会長が必要と認められた時に開催する。

第五章 顧問相談役、顧問、参与

第 16 条 本連盟に顧問相談役、顧問、参与をおくことができる。

第 17 条 顧問相談役、顧問、参与は会長が理事会に諮り総会においてこれを推戴するものとし、顧問相談役・顧問・参与は重要な事項において会長の諮問に応ずることができる。

第六章 会計

第 18 条 本連盟の経費は入会費、会費、補助金、参加料、その他の収入をもってこれに当てる。

第 19 条 入会金、会費、その徴収方法は別途規定による。

第七章 業務の執行及び事務処理

第 20 条 本連盟の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 21 条 本連盟の収入、支出は別に定める会計規定による。

第 22 条 本連盟に事務局をおく。

- 1、事務局長は会長が理事会に諮り、これを委嘱する
- 2、事務局には事務局長、会計、各 1 名をおき他に局員をおくことができる。

3、事務局長は事業運営の事務処理を総括し、各会議の業務を補佐する

4、事務局員は事務局長を補佐する

5、会計は会計を明確に処理し管理をする

第23条 本連盟の目標達成、事業の円滑化を図るため、規約として定めるものを除いて必要な諸規定を別に定める。但し、理事会の承認を得るものとする。

第24条 規定の設定、変更、廃止は理事会による。但し、重要事項については総会に付議する。

1、会計 規定

2、理事選出基準 規定

3、各種専門委員会 規定

4、表彰、慶弔、見舞 規定

5、その他規約の実施にあたり必要なもの

付 則

この規約は平成29年4月1日から効力を発生する

専門委員会規定

第1条 本連盟に、次の専門委員会をおく。

1、選考委員会

委員長1名（会長）、副会長、理事長、事務局長および会長が理事会に諮って委嘱する者。

2、技術指導委員会

委員長1名 委員若干名

3、選手強化委員会

委員長1名 委員若干名

4、審査事務担当委員会

委員長1名 委員若干名

5、大会運営委員会

委員長1名 委員若干名

6、女性委員会

委員長1名 委員若干名

7、居合道委員会

委員長1名

8、広報委員会

委員長1名 委員若干名

9、体育協会担当委員会

委員長1名

第2条 各委員会の所管事項は、次のとおりにする。

1、選考委員会

(1) 新規役員の選考、および功労者表彰の選考

(2) 対外試合出場の監督、選手、審判員の選考

(3) 各種講師の選考

- (4) 級位の審査員の選考
- (5) 第1条2～8項に関わる委員長の選考
- (6) その他専門委員会を円滑に運営する必要事項の審議
- 2、技術指導委員会
 - (1) 事業計画にもとづき剣道形、審判法の講習会計画立案および運営にあたる
- 3、選手強化委員会
 - (1) 事業計画にもとづき剣道錬成の計画立案運営指導にあたる
 - (2) 選抜選手の強化指導にあたる
- 4、審査事務担当委員会
 - (1) 事業計画にもとづき級位審査会の計画立案、運営と報告にあたる
- 5、大会運営委員会
 - (1) 事業計画にもとづき本連盟の主催、または主管の大会について計画立案と、準備、開催、運営にあたる
- 6、女性委員会
 - (1) 事業計画にもとづき計画立案、運営と報告にあたる
- 7、居合道委員会
 - (1) 事業計画にもとづき計画立案、運営と報告にあたる
- 8、広報委員会
 - (1) 事業計画にもとづき大会・講習会・稽古会など報道提供やホームページへの掲載にあたり、広く伝える
- 9、体育協会
 - (1) 本連盟と体育協会との所管事業を円滑に行う

第 3条 各専門委員会の委員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

付 則

この規定は平成29年4月1日から効力を生ずる

会計規定

第 1条 この規定は規約第18条にもとづき本連盟の会計を明確に処理し、管理を合理的に行うことを目的とする。

第 2条 入会金、会費は次の通りにする。

- | | | | |
|-------|-----|---------|---------------------------|
| 1、入会金 | | 1,000 円 | |
| 2、年会費 | 一般 | 5,000 円 | (当該年度の4月1日時点で75歳以上の会員は免除) |
| | 学生 | 1,000 円 | |
| | 少年団 | 5,000 円 | |

第 3条 収入の部

- 1、個人入会金
- 2、個人年会費
- 3、少年団体年間事務処理費

- 4、一級受審料
- 5、一級証書料
- 6、二級受審料
- 7、二級証書料
- 8、三級受審料
- 9、三級証書料
- 10、県連還付金
- 11、市体協還付金（体協賛助会費の半額）
- 12、本連盟主催大会参加料
- 13、形、審判法講習会参加料
- 14、雑収入

第 4 条 支出の部

- 1、事務局手当

(1) 事務局長	年額 150,000 円
(2) 事務局員	年額 30,000 円
(3) 会計	年額 100,000 円
- 2、形、その他講習会講師及び補助員手当 日額 3,000 円、半日 2,000 円
- 3、審査員及び補助員手当 日額 3,000 円
- 4、市剣道選抜選手手当
- 5、会議費
- 6、旅費
- 7、事業計画にもとづく支出
- 8、県剣連の指示によるもの、ならびに関係団体への負担金、協賛
- 9、表彰、慶弔、見舞い規定によるもの
- 10、事務処理にかかわる支出

第 5 条 事業計画と大きく変更のある場合は、理事会の承認を必要とする。

付 則

この規則は平成 29 年 4 月 1 日から効力を発生する

理事選出基準規定

第 1 条 連盟組織を確立し、活力ある理事会をもって本連盟の目的を達成するための理事選出基準をもうける。

第 2 条 理事選出基準をつぎのとおりとする。

- 1、選考委員会で推薦され、理事会で承認された者

第 3 条 第 2 条の条件を満たした者について選考委員会、理事会で審議され、総会において選任される。

付 則

この規約は平成29年4月1日から効力を発生する

表彰、慶弔、見舞規定

第 1条 会員相互の連帯と親睦をさらに深めるために、表彰、慶弔、見舞規定をもうける。

第 2条 功労者表彰

永年にわたり本連盟の発展に寄与し、特にその功績が顕著なものについて功労者表彰をおこなう。

1、選考委員会は選考し、理事会で審議、決定する

2、表彰は、表彰状、および記念品とする

第 3条 慶弔、見舞

役員等、つぎの区分により慶弔、見舞い金をおくる

	区分	顧問相談役 顧問 会長 副会長 理事長	参与 監事 副理事長 事務局長	理事 10年以上 の会員
死亡	香料	10,000	10,000	5,000
	花輪・生花	○	—	—
	弔電	○	○	○
病気見舞金		10,000	10,000	5,000

1、病気見舞いは、療養期間30日以上入院とする

2、その他、特に必要と認められる場合は、理事会において協議、決定する

3、緊急を要する場合は会長、副会長、理事長、事務局長で協議し前例にならい処理する。事後理事会において報告し承認を得る。

付 則

この規定は平成29年4月1日から効力を発生する